

長崎県庁舎建築設備等点検業務委託仕様書

1. 業務名称

長崎県庁舎建築設備等点検業務委託

2. 業務期間

業務期間：契約日～令和6年10月31日まで

3. 適用範囲

本仕様書は、長崎県庁舎の行政棟、議会棟、駐車場棟及び出島交流会館（以下「県庁舎等」）の本業務に適用する。なお、本仕様書において委託者の長崎県を甲、受託者を乙とする。

点検項目、方法及び結果の判定は、平成20年3月10日国土交通省告示第285号及び平成28年5月2日国土交通省告示第723号によるものとする。

4. 業務目的

本業務は、建築設備及び防火設備について専門的見地から点検等により劣化及び不具合の状況を把握し、故障・不具合を防止し、安全かつ円滑な利用と災害時における機能発揮に支障がない状態の維持に資することを目的とする。

5. 業務対象範囲

(1) 業務対象範囲は、下記の県庁舎等とする。

業務対象場所	長崎市尾上町 長崎県庁舎 (建築設備及び防火設備点検)		長崎市出島町 出島交流会館 (建築設備点検)
施設概要	行政棟、議会棟	駐車場棟	出島交流会館
1) 建物概要	RC造、地上8階、 地上5階	RC造、地上3階	SRC造、地上11階
2) 延床面積	51,138 m ²	11,429 m ²	4,576 m ²

(2) 点検対象設備の内容及び数量は、別紙「対象設備一覧表」による。

6. 業務内容

本業務は、建築基準法第12条第4項に基づく、建築設備及び防火設備の定期点検業務を行うものとする。

7. 業務体制

(1) 点検者

- 乙は、建築設備及び防火設備の点検時に必要な有資格者を専任で配置することとし、点検時及び必要に応じて当該有資格者が現場で適切に指導する体制をとり、業務を実施すること。

※必要な有資格者

点検内容	資格
昇降機以外の建築設備	一級建築士、二級建築士、建築設備検査員のいずれか
防火設備	一級建築士、二級建築士、建築設備検査員のいずれか

(2) 業務計画書

- 乙は、委託業務の実施に先立ち具体的な計画書及び工程表を甲に提出し承諾を得ること。

(3) 点検者の名簿

- ①乙は、点検者の氏名及び資格等の名簿を提出すること。なお、その際、資格証書の写しを提出すること。
- ②甲は、点検者が委託業務を実施するのに著しく不相当と認められるときは、その理由を示した書面をもって、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

8. 作業実施時間

乙は、県庁舎等内に作業員等を適正に配置し、作業を行うものとし、原則として、下記時間帯に行うものとする。なお、下記の時間帯以外に作業を行う場合は事前に協議すること。

(1) 行政棟・議会棟・駐車場棟（点検は8月に実施すること）

①平日：7：00～21：00

②休日：9：00～21：00（土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日））

(2) 出島交流会館

①平日：9：00～17：00

9. 報告・通知

(1) 報告内容

乙は、点検終了後、次の書類を甲に提出の上、検査を受けること。

- ① 報告書は、建築基準法施行規則第5条第3項及び第6条第3項に規定された報告書様式を準用して作成すること。また、報告書には平成20年国土交通省告示第28

5号で定める検査結果表を添付のこと。

- ② 要是正箇所がある場合は、建物ごとの報告書に是正の優先順位を付すこと。
- ③ 報告書は、A4版に製本し（A4版紙ファイルもしくはチューブファイルを表紙とする。）2部提出とする。電子データをCD等に保存し1部提出とする。
- ④ 業務実施状況写真
- ⑤ その他、甲が必要と認め提出を求めた書類

(2) 通知義務

乙は、次の場合連絡又は報告すること。

- ① 点検者に事故があったとき。
- ② 受託業務の実施が著しく困難となる事象が発生したとき。
- ③ 建物・設備等の重大な異常を発見したとき。
- ④ 建物・設備等の点検中に破損、汚損等が発見したとき。
- ⑤ その他必要と思われる事項。

10. 点検に伴う注意事項

- (1) 点検及び保守の実施の結果、対象部分の機能、性能を現状より低下させてはならない。
- (2) 点検及び保守の実施に当たり、仕上げ材、構造材等の一部撤去又は損傷を伴う場合には、あらかじめ甲の承諾を受けること。

11. 法令等の遵守

乙は、委託業務の実施にあたり、次の諸法令等を遵守しなければならない。

- (1) 建築基準法
- (2) 消防法
- (3) その他関係法令、条例、規則、要綱等

12. 支給材料等

- (1) 業務に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は、甲の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等は、乙の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗品、付属品等又は材料、油脂等は、乙の負担とする。
- (4) 点検に使用する高所作業用の足場及び脚立等は乙の負担とする。

13. その他

- (1) 各施設・機器等の安全な運用を確保するための改修並びに工事が必要と認められる時は、速やかに意見を付して甲に報告し指示を受けるものとする。
- (2) 庁舎内の電気設備の点検等においては、各設備等に支障がないよう措置を講じるも

のとする。

- (3) 本仕様書に記載のない事項について、特に必要と認められるものについては、
甲乙協議し状況に応じた対応を行うものとする。ただし、業務遂行上必要と認め
たものについては、契約金額の範囲内で乙が実施するものとする。
- (4) 甲の要請による保全関連の会議については協力し参加するものとする。

<添付資料>

対象設備一覧表

対象設備一覧表

長崎県庁舎建築設備等点検業務委託

機器番号	機器名称	設置場所			合計	
		行政棟・ 議会棟	駐車場棟	出島交流会館	数量	単位
	<建築設備>					
1	非常照明					
	照明器具(外観)	1,749	17	203	1,969	灯
2	換気設備					
	取入・排気ガラリ外観	200	1	12	213	箇所
	給気口・排気口の外観	1,907	1	12	1,920	箇所
	制気口(吹出口、吸込口の風量)	11	-	11	22	箇所
	防火ダンパー FD	284	-	-	284	箇所
3	排煙設備					
	機械排煙設備(排煙口)の外観	7	-	-	7	箇所
	機械排煙設備(排煙機)の外観	2	-	-	2	箇所
	排煙機	2	-	-	2	台
4	給水設備及び排水設備					
	衛生器具	-	-	218	218	箇所
	<防火設備>					
5	防火扉					
	防火戸(煙感知器連動)	132	-	-	132	枚
6	防火シャッター					
	電動式シャッター(煙感知器連動)	181	13	-	194	枚
	高所作業足場設置(行政棟1階(エントランスホール4枚)、議会棟1階(風除室1枚)、2~4階(吹抜ロビー5枚)点検用)	1式	-	-	1	式

※非常用照明の照度測定及び機械排煙風量の測定については含まない。

令和6年度点検計画

点検対象建築物一覧表

番号	建物名称	住所	用途	階数	構造	延床面積	建築年月日	改修年月日	建築物点検	非常照明設備	換気設備					排煙設備			給水設備及び排水設備	防火設備		
											取入・排気ガラー(外観)	給気口、排気口(外観)	給気機、排気機の外気量	吹出口、吸込口の風量	防火ダンパー	排煙口(外観)	排煙口(測定)	排煙機(外観)		衛生器具	防火戸(煙感知器連動)	防火シャッター(煙感知器連動)
1	行政棟	長崎市尾上町3-1	事務所	8	RC造	44,439	H29.11	—	-	1,482	189	1,807	-	11	249	2	-	1	-	-	114	174
2	議会棟	長崎市尾上町3-1	事務所	5	RC造	6,699	H29.11	—	-	267	11	100	-	-	35	5	-	1	-	-	18	7
3	駐車場棟	長崎市尾上町3-2	駐車場	3	RC造	11,429	H29.11	—	-	17	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
4	出島交流会館	長崎市出島町2-11	事務所	11	SRC造	4,576	S50.11	H17.3	-	203	12	12	-	11	-	-	-	-	218	-	-	-
	合計								-	1,969	213	1,920	0	22	284	7	0	2	218	132	194	